

荒田島地先の30ヘクタール

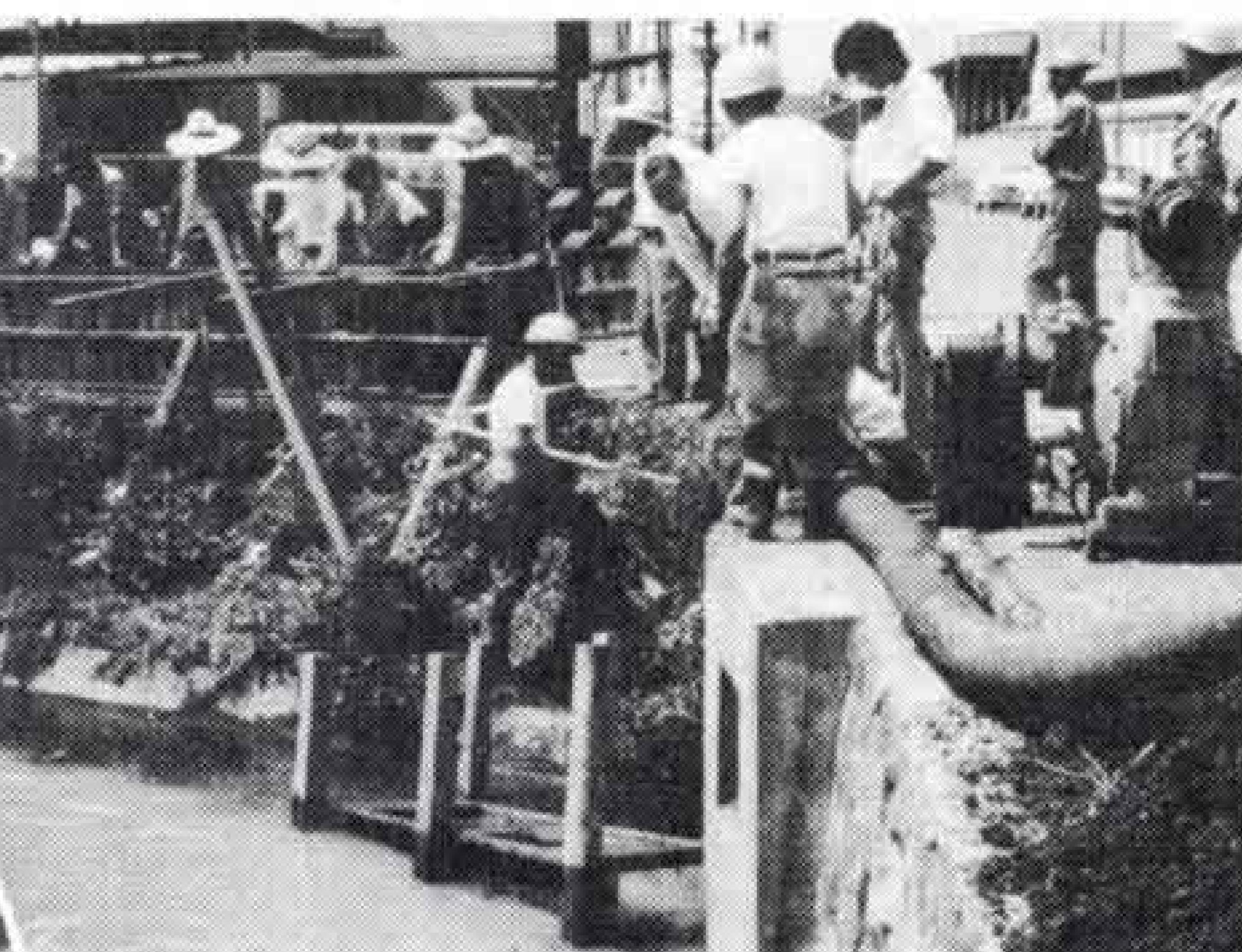
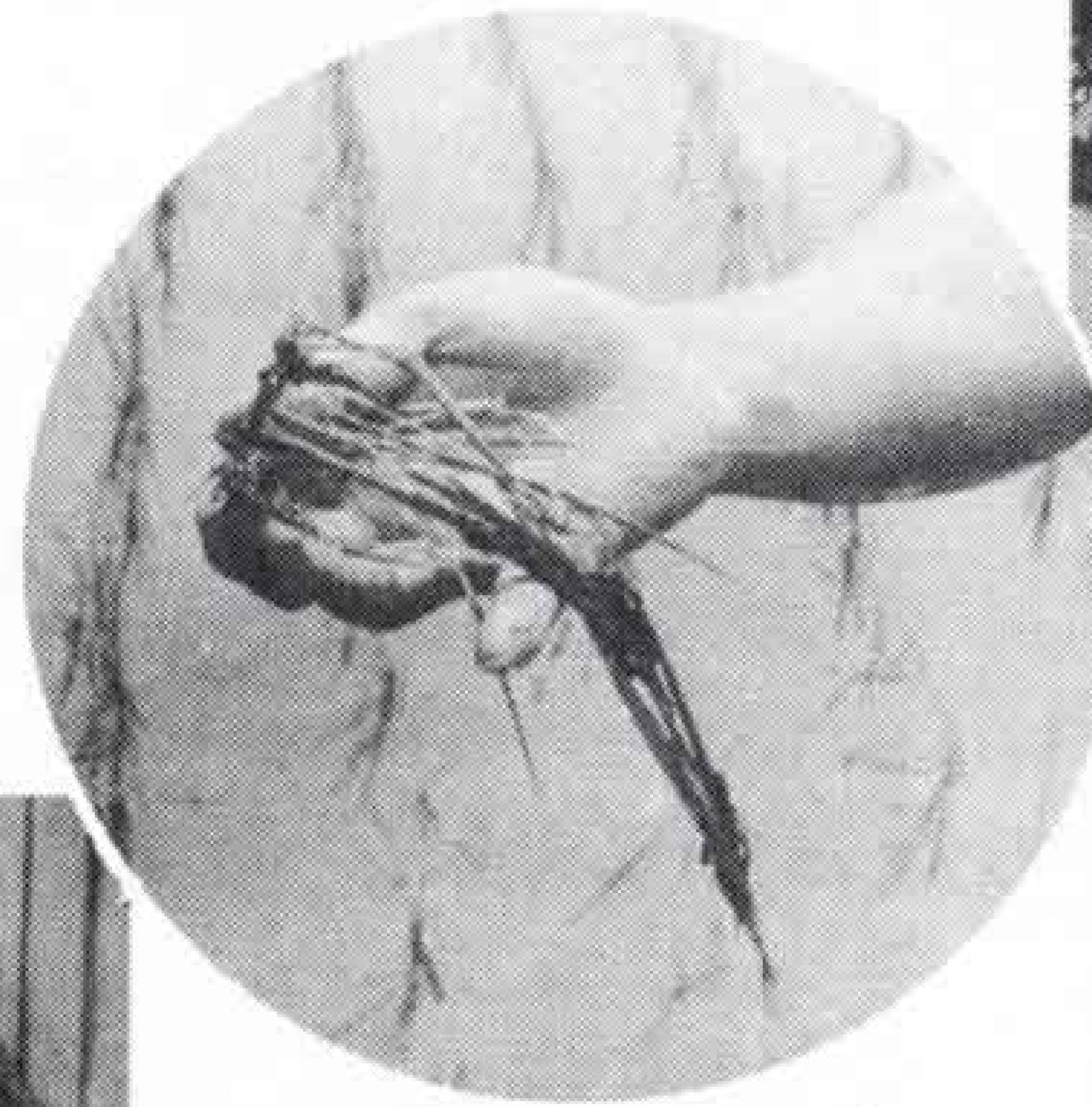
「苗が枯れでは、 応急工事で 水田まもる」

さきごろ、市内の荒田島、津田地区の水田約30ヘクタールの稻苗が立ち枯れしてきたため、地元関係者から市に対策を講じてほしいと申し入れがありました。

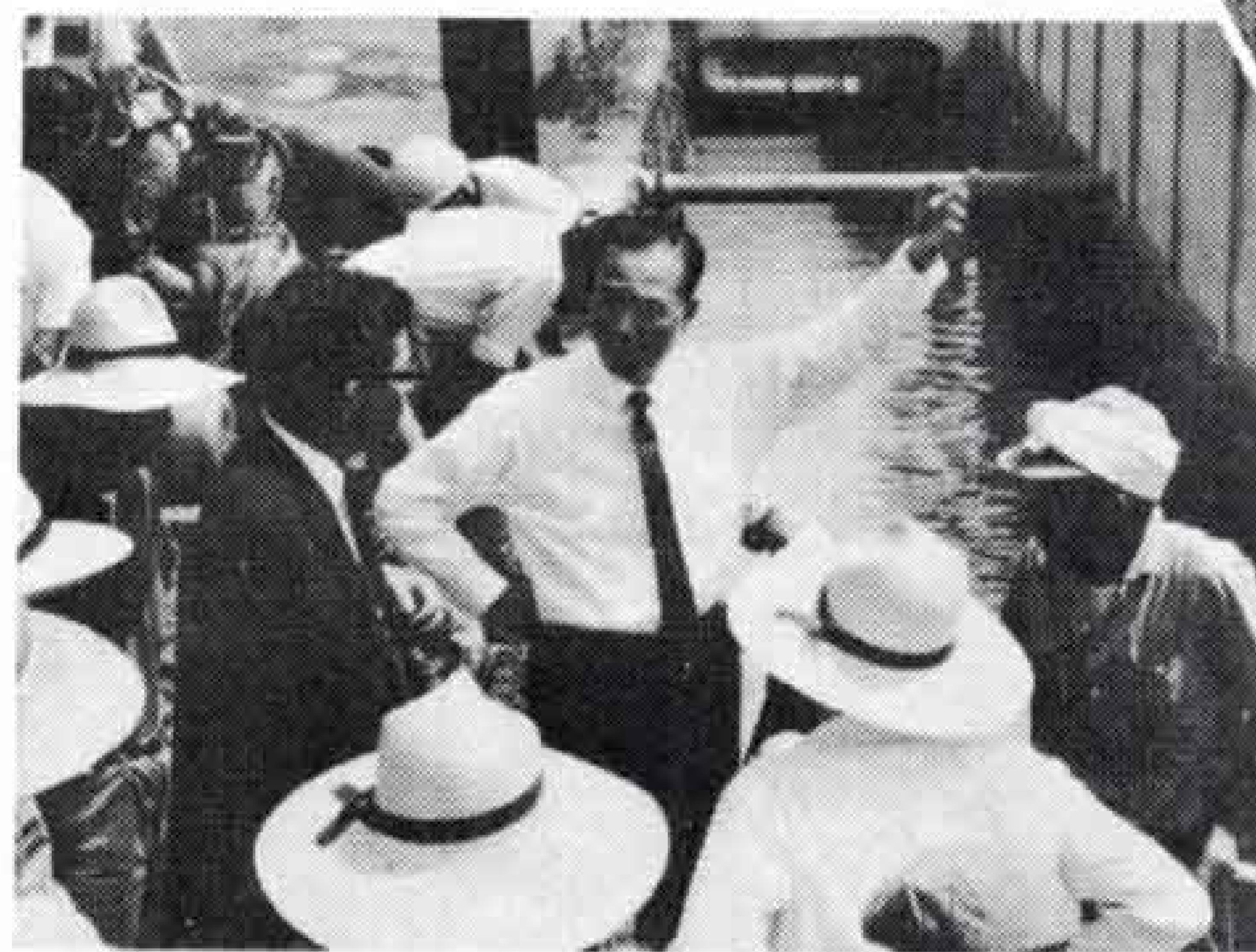
このため、市農政課は原因を調査したところ、地下水の塩水化によるものと思

われるでの、小潤井川のきれいな水を送水する工事を行ないました。

工事は、小潤井川から引き水している用水路が、伝法地区から南町をへて、日産自動車吉原



苗枯れを防ぐ応急工事＝日産西側＝



農家の人たちから
実状を聞く齊藤市長

工場の西側まで走っているので、そこから日産南側の道路上に約150㍍の仮用水路をつくり、水田一帯にきれいな水を流すようにしたもので

す。

なお、市農政課では立ち枯れした稻苗が相当あるので、補植するための新しい苗を市内はもとより、沼津市、富士宮市にも手配し、植え替えもほとんど終りました。

また、来年もこうした原因で稻が枯れるようなことのないように、農政課では原因をよく調査するとともに、現在の仮用水路を恒久的な水路にするための検討を行なっています。

軽い違反が対象

■交通反則通告 制度はじまる

処理の簡素化はかる

交通反則通告制度が7月1日から実施されます。

この制度は、自転車や軽車両を除いた車両などの運転者が行なつた違反を、軽いものと重いものにわけ、軽い違反は警察行政の段階で処理し、手続きのスピード化をはかるものです。

ですから、ひき逃げ、酒酔い運転、無免許や無資格運転、25キロメートル以上の速度違反などはこの制度の適用を受けず、今までどおり刑事事件として取り扱かわれます。

新制度のあらましは次のとおりです。みなさんが違反行為を行ない、警察官が反則者と認めたとき、出頭日時、場所、反則金額を記入した告知書と納付書が渡されます。

通告を受けた反則者は、翌日から7日以内に反則金を指定金融機関、郵便局の窓口へ納めれば、この事件の処理は終り

ます。これを仮納付といいます。

仮納付をしない場合は決められた日時に、決められた場所へ行き通告書を受けます。（出頭しなかつた反則者や遠隔地の反則者には通告書が郵送されます）通告を受けた反則者は、その翌日から10日以内に指定金融機関、郵便局へ納めます。10日以内に反則金を納めない場合は、刑事事件として手続きがとられます。

反則金の額は、車両の種類や反則行為によって決められていますが、同じ違反でも大型車両になるほど高くなります。最高は1万円で、最低は千円になります。なお、反則金は国に納められますが、国はこれに相当する額を都道府県や市町村に交付し、交通安全対策施設の費用に使われます。



郵便物を出すときは 必ず郵便番号を

…7月1日から実施…

郵便物を発送する場合、7月1日から発送先の「郵便番号」をつけることになりました。

この制度は、年々ふえる郵便物とこれを処理する人手不足のため、区分け作業を機械化するために実施されるものです。

郵便番号は、全国の便郵局の配達区域ごとにつけられた3ケタの番号です。富士市の場合は、吉原地区が「417」、富士地区が「416」、鷹岡地区が「419-02」です。

はがきや封筒には、郵便番号を書き入れるように「赤いワク」で示してあります。かすれた字、ワクからはみでた字、まぎらわしい字、太くつぶれた字はまちがいのもとです。黒か青ではつきり書き入れてください。

なお、小包などは記入ワクや色の制限はありませんが、よくわかるように、はつきり書いてください。また、みなさんが手紙を出す場合、自分の住所とともに郵便番号を必ず書いてください。